

# 茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合

310-0853  
水戸市平須町1-93

Tel 029-305-3075  
fax 029-305-3317  
e-mail iba-kou@mito.ne.jp

## 教職員の身分を守る全教自動車保険

### 日本学生支援機構の給付型奨学金の問題点

2017年3月に国会で、給付型奨学金制度の新設が決定し、4月から日本学生支援機構の給付型奨学金制度の運用が始まりました。

文科大臣や安倍首相は、「経済的困難を抱えている若者に高等教育の機会を与えるために、国はこんなすばらしい制度を作りました」と自画自賛しますが、実態は全く違います。

#### 給付型奨学金の対象者は超限定

まず、返済の義務のない給付型奨学金の対象者は、生活保護家庭・住民税非課税家庭等の高校生で、証明書の提出ができなければ対象にはなりません。

その上、各高校には5月の連休明けに推薦枠が通知されて、給付型奨学金の希望者が推薦枠を超えた場合は、選考基準の留

意事項をもとに各高校で決めた選考基準に従って推薦者を決定します。

当然のことながら、選考に外ればどんなに経済的に困窮していても給付型奨学金の受給対象者にはなれません。

#### 給付型奨学金の支給額は超低額

給付型奨学金の支給金額は、自宅通学と自宅外通学の違いによって金額が異なり、国立大学が2~3万円、私立大学が3~4万円です。

しかし、国立大学でさえ初年度納付金が70万円を超えるという大学の高学費や生活費の高騰という時代にあって、生活保護家庭や住民税非課税家庭の高校生が2~4万円のお金を支給されても大学に進学できる機会が拡大したとはなりません。

#### 情報不足で各高校は混乱

以上が支給の対象になる高校生から見た問題点ですが、日本学生支援機構の奨学金の申請の仕事を担当する高校の側にとっても、新たな給付型奨学金制度の情報が届くのが遅く、各高校では混乱しています。

生徒や保護者に説明するにも、まず担当する教員が理解しなければなりません。日本学生支援機構のマニュアルは非常にわかりにくいものです。

そして、元々何故高校で日本学生支援機構の奨学金の申請の仕事を担当しなければならないのかについては、全く説明もなく、申請の手続きも簡素化されずに複雑になりました。特に、給付型奨学金は複雑です。

茨高教組は給付型奨学金についても上部団体である全日本教職員組合とも連絡を取りながら、日本学生支援機構や文科省との要請行動に取り組んでいきます。引き続き、職場での問題点を組合本部までお寄せください。

最近の自動車保険のテレビコマーシャルを見ていると、自動車保険は「安いものがよい」が一番の売りになっています。

しかし、茨高教組が加盟している全教共済の全教自動車保険は「教職員の身分を守る」を基本方針に掲げています。

重大事故を起こした場合、被害者に対する補償金だけの問題ではなく、教職員自身の「免許状失効」「失職」などになることが問題です。自動車保険はまず何よりも、事故を起こした教職員の身分を守る保険であるかを選択の基準にすべきです。

#### 交通事故と教職員の身分

教育職員免許法では、交通事故などによって「禁固以上の刑に処せられたもの」や「懲戒免職の処分を受けたもの」は、教員免許状が「失効」として定められています。

地方公務員法では、「禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでのもの」は、「職を失う」としてあります。

自動車運転死傷行為処罰法では、「自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させたものは、7年以下の懲役若しくは禁固又は百万円以下の罰金に処する」と定められています。

交通事故を起こして、お相手が不幸にして亡くなれたり、怪我をさせてしまった時、運転者はこのような罪に問われることになります。

#### 全教自動車保険だからできる

全教自動車保険は、教職員組合が保険会社と提携し、代理店・保険会社・弁護士などがチームで事故対応にあたることで、個別の事故にあわせた「特別な対応」を可能にしています。詳しくは全教共済春募集を参照してください。なお、全教自動車保険は、教職員であれば加入できる保険です。



## 茨高教組第92回定期大会開催される

5月28日（日）に、土浦市内で、茨高教組第92回定期大会が開催されました。以下は、大会で出された意見と大会で承認された今年度の取り組み、方針です。

### 教員評価の給与反映問題

昨年度の教員評価の結果を受けて、今年から給与反映が始まっています。4月の昇給通知書には「昇給基準C」という記載がありましたが、これは「あなたは標準で、昇給は+4号です」という意味になります。しかし、「昇給基準C」が何を意味するのかを正確に全教職員に説明した校長がいる一方で、校長から何の説明がなかったという学校も少なくありません。

県教委に質問すると、教職員に説明するように指示しているという話が帰ってくるので、説明しない校長は県教委の指示を無視していると言わざるを得ず、コンプライアンス違反です。

また、大会の議論の中では、「2月の人事評価の最終面接で、教職員からA, B, Cの自己評価を出させているので、管理職がそ

の教員に対してどのような評価をしたのかを正確に伝えるべきだ」という意見が出されました。県教委の人事担当者も「校長は自分たちの評価結果を正確に伝えるべきだ」と回答しています。

また、評価の結果で給与反映した教職員が誰で、どのような点が評価されて給与反映したのかを全教職員に公表すべきだという意見も出されました。

### 長時間労働の解消

政府の「働き方改革」では、残業時間の上限規制を「月45時間かつ年間360時間を上限とする」という原則を決め、特例的に年間の残業時間を720時間に決めて、その枠内なら「1ヶ月100時間未満」「2～6ヶ月平均80時間以内」の残業ができるという内容が決定しました。

原則に従えば、夜7時以降は学校に残らないということを学校として決めて実践していく必要があります。部活指導後に職員室に戻って授業準備やHR指導の仕事をするのを考えるならば、部活の終了時間を現在よりも早くする必要があります。

また60時間を超えて長時間労働をした場合は、次の月には超えた分を引いた時間しか働かないようにしないと特例の720時間（平均は月60時間）を超えてしまいます。

また、大会の議論では「部活は土日のどちらかは休みにして、平日もフリーの日を作って、休養日を設けている」という報告がありました。

今年も6月1日から勤務時間実態把握調査が始まりましたが、今回の調査から組合からの要求が実現し、0～45時間が「0～20時間」と「20～45時間」に、45～80時間が「45～60時間」と「60～80時間」に分けられて報告するように変更されました。

「0～20時間」が職場でどれくらいの比率になっているのか、60時間を超える職員がどれだけいるのかが明らかになります。

組合では、それぞれの職場の調査結果がどうだったのかをそれぞれの学校で教職員に公表されて、長時間労働の縮減に向けた具体的な取り組みがなされることを求めています。

また、大会の議論の中では、教頭が「早く帰って下さい」と言うようになったという発言がありました。しかし、教頭や校長等の管理職は「\*\*時以降残って仕事するのはやめて下さい。」

と言うべきだし、一人の教職員に集中している仕事の中身を明らかにして、分担の仕組みを作っていくべきです。

### 仕事を制限する怪文書

大会の議論の中で、「実習教員の伯を伴う単独引率は認められない」「事務長会で決めたので4月5日までの離任式であっても出張は認めない」と管理職から言われたという発言がありました。

その学校では、教頭から文書を見せられて、「こうなっているから」と説明されたそうです。しかし、組合で確認したところ、その文書は宛先もなく、差出人の役職名のない文書でした。その文書は公文書ではなく、内部での検討事項をまとめたものです。公文書は下記のような様式になっていますが、なっていない場合は怪文書と言うべきもので、強制力はありません。

\*\*年\*月\*日  
県立学校長殿  
茨城県教育委員会  
\*\*担当課長補佐  
\*\*\*\*\*（表題）



## これって変だよ 取れていますか？リフレッシュ休暇

リフレッシュ休暇は、年齢と経験年数の2つの条件があてはまった年度の次の年度の4月1日から3月31日までの期間、決められた日数の休暇が取れます。

2004年4月1日から分割取得が可能になっています。ただし、年度を超えて取得することはできません。

2017年度に取得できる教職員は2016年度に下記の条件にあてはまった教職員です。

- ①年齢35歳以上勤続10年以上
- ②年齢40歳以上勤続15年以上
- ③年齢45歳以上勤続20年以上
- ④年齢50歳以上勤続25年以上
- ⑤年齢55歳以上勤続30年以上

なお、①の該当者には2万円、④の該当者には3万円のリフレッシュ助成が教職員互助会から支給されます。

ところで、問題なのは忙しかったり、情報をよく知らない教職員が対象になっても、リフレッシュ休暇を取らないということです。本来ならば、教頭などが「先生は今年リフレッシュ休暇の対象ですから取って下さい」と言うべきです。